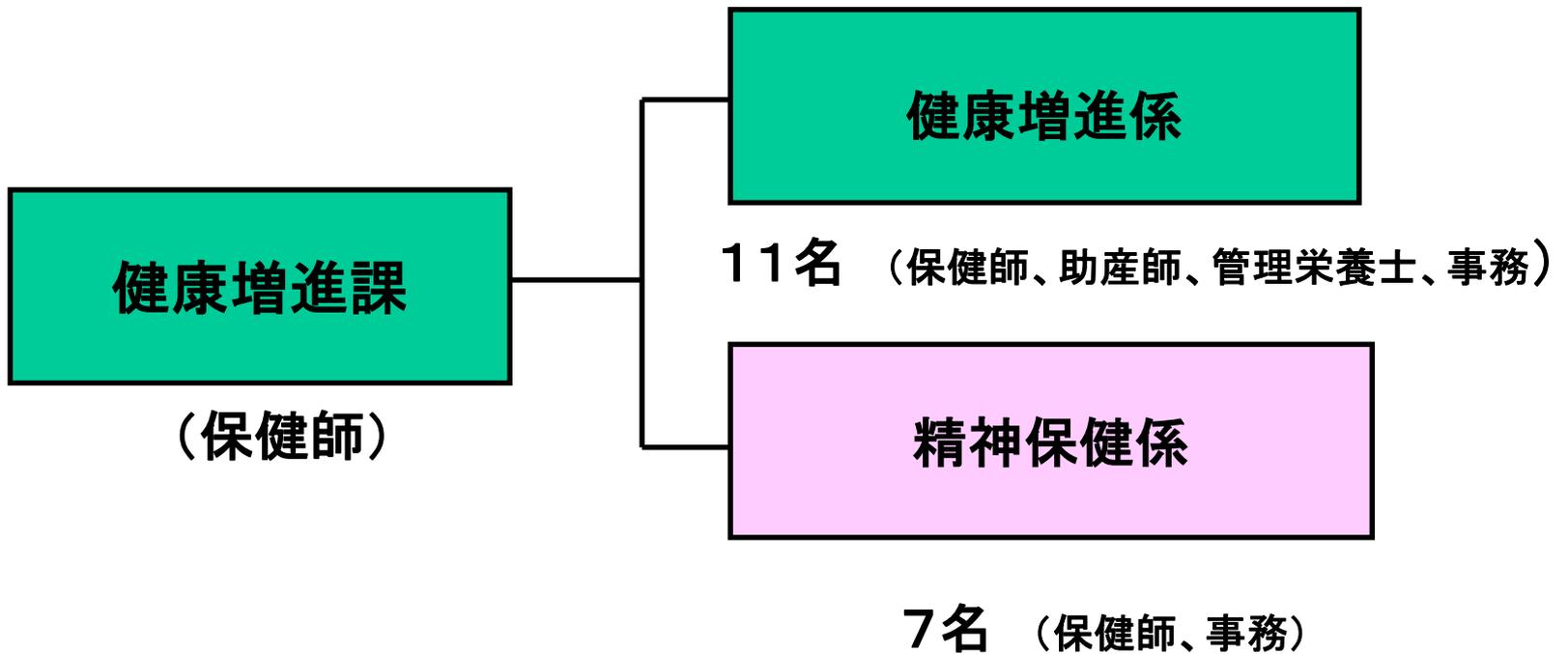


保健所の現状と課題

一例として、福岡県宗像・遠賀保健所での業務紹介

健康増進課の構成



精神保健係の業務

地域における精神保健福祉行政の中心的な実施機関として、市町村・医療機関・社会復帰施設・関連事業所等と連携して、精神障害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ると共に地域住民の精神的健康の保持向上を図るための活動を行っている。

根拠となる法律

精神保健福祉法、障害者総合支援法、医療観察法、自殺対策基本法、地域保健法、障害者基本法等

◎ 健康増進課 精神保健係の主な業務

精神医療対策事業

措置入院及び医療保護入院に関する業務
入院患者の現地診察
精神科病院の現地指導

こころの健康づくり推進事業

精神保健福祉相談
こころの健康づくり研修会
自殺対策事業
精神障害者訪問指導強化事業

社会復帰促進事業

精神障害者地域支援事業
(精神障害者地域支援実務者会議、地域支援企画検討会議)
精神障害者地域定着推進事業
社会復帰促進施設等に対する支援
退院後支援計画の策定
家族支援、家族会活動支援(個別相談や家族講座への支援)

アルコール依存症 対策事業

普及啓発活動(パネル展示)
アルコール・薬物依存症研修会
中小企業への減酒支援講習会
飲酒運転違反者への適正飲酒指導



令和元年度精神保健福祉相談状況 (延件数)

	社会復帰	老人精神	思春期	アルコール	薬物シンナー	心の健康	ひきこもり	その他	合計
来所	37	7	0	13	2	9	2	75	145
電話	158	167	56	81	18	52	11	1207	1750
計	195	174	56	94	20	61	13	1281	1895

保健所の支援として

○疾病の治療として

医療(入院・通院)・・・治療につなぐ、治療を継続する
(精神保健福祉法関連)

○生活障害に対して

生活の援助・・・サービスの利用につなぐ
住居の問題、就労支援etc・・・
(障害者総合支援法関連)

○生活しやすい環境づくりとして

知識の普及・啓発活動

援助は、当事者・家族・地域

- 保健所の強み

- 日頃の保健所業務を通じて精神科病院や精神科医師との関係性ができている

- 今までの保健所業務の流れで、職員が精神障がい者に関わることに苦手感がない

- 所内相談や精神科病院実地指導、地域の自立支援協議会等を通じて、地域の保健・医療・福祉の総合的な現状把握が行える

- 保健所の弱み

- 保健所の置かれている状況が、人員、圏域の広さを含めそれぞれの地域で大きく異なっている

- また保健所の設置形態によって機能も異なっている

- 県型保健所の弱み

- 日頃の保健所業務では障害福祉や介護保険サービスに直接関与することが少ないため、その知識を十分に持ち合わせていない

- また、市町村の介護福祉部門とも距離感がある

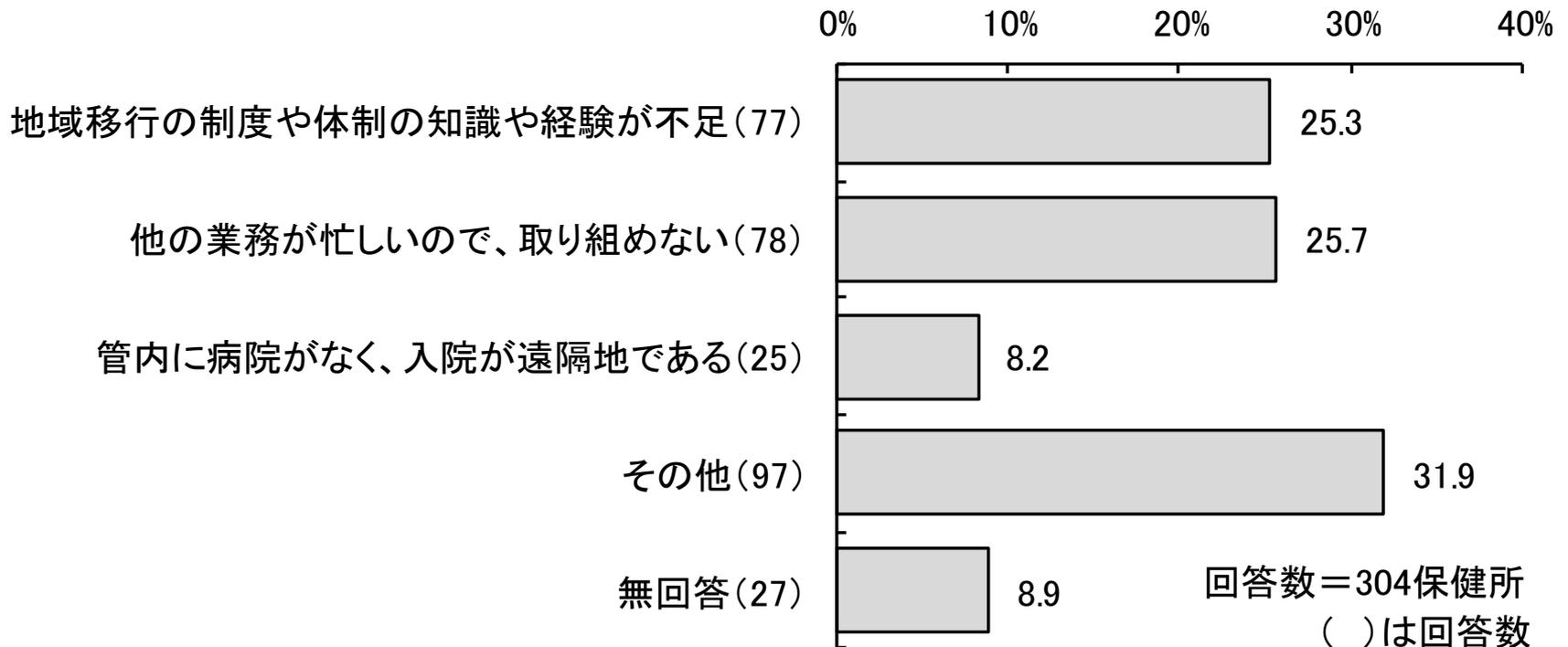
- 包括ケアシステム構築の主体は市町村であるとの認識の中、保健所がリーダーシップをとることが難しい、あるいは抵抗感がある

- 市区型保健所の弱み

- そもそも一部の政令市保健所は精神保健業務を行っていない保健所もあるため、「にも事業」に関与することが難しい

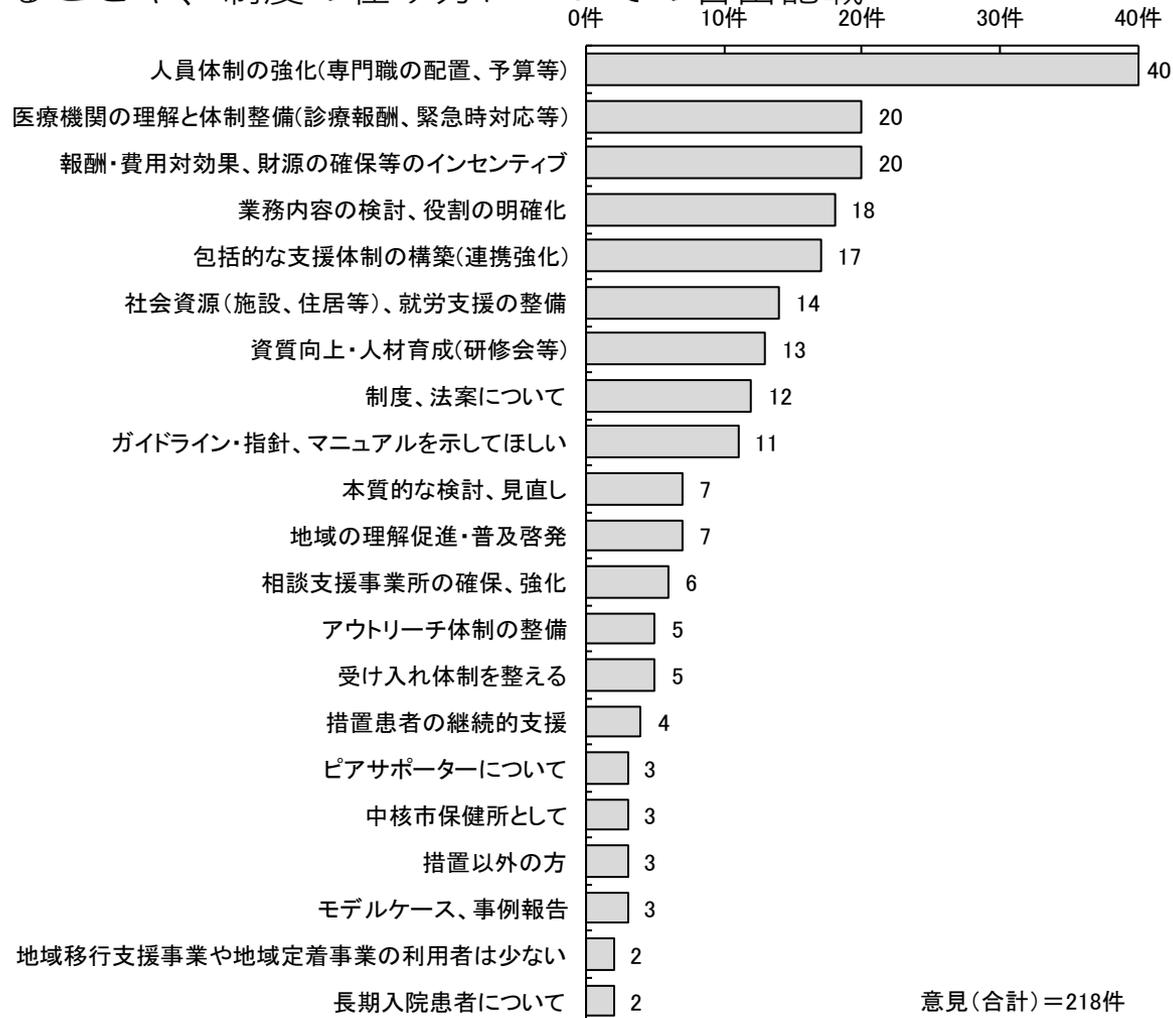
- 保健所が精神保健業務を担当していても、目の前にある業務に追われ、「にも事業」の調整や会議にまで手が回っていない

地域移行体制づくりの課題 【保健所の体制】 (主なもの1つ選択)



・ 保健所の弱み、課題に対する対応策

措置患者を含む精神障害者の地域支援を進めるにあたっての国や都道府県や全国保健所長会に求めることや、制度の在り方についての自由記載



• 保健所としてやりたいこと

(参考) 改正精神保健福祉法に対応するための保健所機能について (提言)

全国保健所長会 地域保健の充実強化に関する委員会

平成27年2月23日

1. 地域精神保健福祉体制整備のための保健所活動の基盤づくり
 - 1) 精神科病院を始め関係機関及び患者や家族への改正法・指針の周知
 - 2) 保健所の持っている精神保健関連情報の整理と分析
 - 3) 地域移行推進協議会の開催と運営
 - 4) 市町村障害福祉計画の進捗管理と体制づくり
 - 5) 相談支援事業者への働きかけ
 - 6) ピアサポーター養成及び雇用体制づくりへの支援

2. 圏域内精神科病院への具体的働きかけ

- 保健所としてやりたいこと

- リーダーシップの役割

- 市町村をしっかりと巻き込むための働きかけ

※包括ケアシステムの構築を進めていくためには、障害福祉サービスの実施主体である市町村の関与は不可欠。しかし、精神科医療は圏域や県単位での体制になっており、市町村は、精神医療に関する業務に直接関与していないため、救急医療体制やアウトリーチ等、精神医療の推進ができる都道府県と市町村の連携・協働が必要。そのキーマンになれるのは地域においては保健所しかないと考える。

- 今後の方向性

- **各自治体での取り組みの推進が図れるような仕組みづくり**

※全国保健所長会研究班の取り組みや「にも事業」の取り組みにより、積極的に取り組む自治体は増えてきている。また体制構築のノウハウも広く周知されている。しかし、各自治体の取り組みにまかせているだけでは、これを全国に横展開していくことは難しい。全国に広く取り組みを進めるには、法整備やインセンティブ制度等を検討することも必要。

- **保健所がリーダーシップを発揮できるよう人材の確保**

※保健所では、救急対応や自殺対策等、目の前にある問題解決や事業に追われ、後回しになっている現状がある。支援体制構築は片手間に取り組めるものではなく、保健所の人員体制の充実や企画・調整を行うことができる人材の確保が必要。

保健所の設置状況の推移

年度	都道府県	指定都市	中核市	その他政令市	特別区	計
H6	625	124	0	45	53	847
H9	525	101	26	15	39	706
H12	460	70	27	11	26	594
H15	438	71	35	9	23	576
H18	396	73	36	7	23	535
H21	380	59	41	7	23	510
H29	363	41	48	6	23	481
	△262	△83	48	△39	△30	△366
全人口に占める管轄人口(%)	54.8%	21.7%	14.9%	1.3%	7.3%	100.0%

地域精神保健福祉活動における 保健所機能強化ガイドラインの作成 報告書

平成 24(2012)年 3 月
社団法人 日本精神保健福祉連盟

目 次

I. 総括研究報告

地域精神保健福祉活動における保健所機能強化ガイドラインの作成

清泉女学院大学 清泉女学院短期大学／(社)日本精神保健福祉連盟
吉川 武彦

..... 1

II. 分担研究報告

1. 保健所及び市区町村における精神保健福祉業務に関する調査

(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所／全国精神保健福祉連絡協議会
竹島 正

..... 7

2. 保健所等に勤務する地域保健従事者のための地域精神保健福祉活動の手引き

岡山県精神保健福祉センター
野口 正行

..... 59

3. 「保健所及び市区町村における精神保健福祉業務運営要領」改訂 検討報告書

鹿児島県始良保健所兼大口保健所
宇田 英典

..... 85

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」改訂 検討報告書より

③ 緊急入院を必要とする事案における中核市型保健所の役割

現在の精神保健福祉法は、中核市型保健所を想定したものとは言い難いため、措置診察業務についても通報を受理する中核市型保健所と措置診察を実施する都道府県等との間で積極的な連携が必要である。

今後は日頃の対象者支援を担うのが中核市型保健所であることから、措置診察の実施についての制度点検が必要。また、医療保護入院のための移送についても同様である

保健所精神保健福祉担当職員の配置状況

	都道府県型	政令指定都市	中核市・ 保健所政令市	特別区	総計
保健師	2.2	2.2	4.0	3.4	2.4
(うち精神保健福祉士)	0.4	0.2	0.3	1.2	0.4
福祉職	0.4	1.6	1.2	0.0	0.6
その他	0.9	1.3	0.9	0.9	0.9

「保健所の有する機能・健康課題に対する役割に関する研究」報告書
 平成21年度地域保健総合推進事業：日本公衆衛生協会 平成22年3月

専門職1人あたりが担当する人口

	都道府県型	政令指定都市	中核市・ 保健所政令市	特別区	総計
平均値	8.2	8.2	8.4	22.0	8.4
最大値	31.2	19.1	22.4	70.6	70.6

※単位は(万人)
 ※平成22年1月現在

「保健所の有する機能・健康課題に対する役割に関する研究」報告書
 平成21年度地域保健総合推進事業：日本公衆衛生協会 平成22年3月